

令和 7 年度 関市特別職報酬等審議会 資料一覧

- | | |
|-------|----------------------------|
| 資料 1 | 諮問書（写） |
| 資料 2 | 関市特別職報酬等審議会委員名簿 |
| 資料 3 | 特別職・議員の役割、給料・報酬・政務活動費の説明 |
| 資料 4 | 特別職給料、議員報酬・政務活動費の変遷 |
| 資料 5 | 岐阜県内市 給料・報酬額、政務活動費等の比較 |
| 資料 6 | 関市および近隣市の人口動態・人口推計 |
| 資料 7 | 人事院勧告の骨子（推移） |
| 資料 8 | 政務活動費の使途 |
| 資料 9 | 政務活動費支出状況（令和 4 年度～ 6 年度） |
| 資料 10 | 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等（確報値） |
| 資料 11 | 関市の財政状況 |

秘 第 60 号
令和7年8月26日

関市特別職報酬等審議会会長 様

関市長 山 下 清 司

市議会議員の報酬の額及び特別職の給料の額について（諮問）

市議会議員の報酬及び政務活動費の額並びに特別職の給料の額について、関市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

(1) 市議会議員の報酬の額	ア 議長
	イ 副議長
	ウ 議員
(2) 市議会議員の政務活動費の額	
(3) 特別職の給料の額	ア 市長
	イ 副市長
	ウ 教育長

2 諮問理由

市議会議員の報酬及び政務活動費の額並びに特別職の給料の額について、関市特別職報酬等審議会に諮問する理由は次のとおりです。

- (1) 関市特別職報酬等審議会は、令和3年10月以後、開催していないこと。
- (2) 近年の人口動態や本市を取り巻く社会経済情勢の変化、また県内他市との均衡を考慮する必要があること。

関市特別職報酬等審議会委員名簿

敬 称 略
5 0 音 順

氏 名	団体・企業等の名称	役職
石竹 智範	関信用金庫	理事長
井上 敬一	中部学院大学	総務課長
大岩 寿喜子	せき市保育士会	監事
清水 妙子	関市地域女性の会	会長
鈴木 良春	関商工会議所	会頭
土屋 昭代	社会保険労務士 岐阜県社会保険労務士会	
中嶋 亘	関市自治会連合会	会長

◆任 期 令和7年8月26日から答申の日まで

□一般職、特別職について【市長・副市長】

	一般職	特別職
指揮命令関係	上司の命令に従って職務を遂行する	法律や自己の学識経験に従って自らの責任で職務を遂行
専務職	もっぱら地方公務員としての職務に従事する	他の職務を有することも妨げられない
終身職	定年に達するまでの勤務が想定されている	一定の任期が定められている。
成績主義	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験等に基づいて当該職に就く
政治職	政治的な中立性が要求される	政治的な中立性は要求されない

○特別職 地公法第3条

・市長 任期：4年（選挙）

市民が安心して健康に暮らせるように、様々な計画や制度をつくり運営するとともに、市の予算を編成、条例制定や改正案を市議会に提出します。税金の課税と徴収、保健福祉、環境、道路、下水、教育、文化など市の行政について責任を持ち、職員とともにどのように取り組んでいくかを考えています。

また、関市の代表として、様々な会議や行事に出席しています。

・副市長 任期：4年（議会選任）

市長の補佐、職員の担任する事務の監督、市長の職務代理といった職務に加え、政策及び企画について指揮監督するなど、その権限が強化されています。副市長が政策の執行に当たることにより、市長は政策の決定に専念することができるようになります。

・教育長 任期：3年（議会選任）

教育委員会は、教育長及び4人の委員によって構成され、その合議によって意思決定等を行います。教育長は、会議を招集し、議長の役割を果たすなど、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに教育委員会事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督します。

・市議会議員 任期：4年（選挙）

市民の直接選挙によって選ばれた議員によって構成される市議会は、市長や議員から提案された議案などを審議して、その可否を決めます。これを議決と言います。地方自治法により定められた権限（職務）があり、市民の代表として市民の要望や意見を市政に反映させたり、市政の方向を決めたりする重要な役割を担っています。

○給料（市長・副市長・教育長）※地自法第 204 条

- ・労務に対する対価、自己及び家族の生計を維持
- ・常勤の職員（勤務時間無）
- ・共済組合、期末手当、退職手当等有

○議員報酬（市議会議員）※地自法第 203 条

- ・一定の役務の対価として与えられる反対給付
- ・常勤扱い（勤務時間無）
- ・期末手当有 ※社会保険、退職手当等無

○政務活動費（市議会議員）※地自法第 100 条

- ・政務調査研究等のために支給
- ・会派又は議員に支給 月額 1 万円

■地方公務員法**（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）**

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

【略】

■地方自治法**〔調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕****第百条**

【略】

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

【略】

〔議員報酬、費用弁償及び期末手当〕

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

〔給料、旅費及び諸手当〕

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

【略】

政治活動

議員活動 会派・議員による調査研究等

議会活動

本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会

議員派遣、会派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等

資料 4

三役給料、議員報酬、政務活動費の変遷

年度	市長	副市長 (H18まで助役)	副市長2	教育長	議長	副議長	議員	活動費 (年額)					
H2	880, 000	740, 000		給料表 運用	430, 000	400, 000	380, 000						
H3													
H4													
H5	910, 000	760, 000			450, 000	420, 000	400, 000						
H6													
H7													
H8	947, 000				468, 000	437, 000	416, 000						
H9													
H10													
H11									791, 000				60, 000
H12													
H13													
H14													80, 000
H15													
H16													
H17				728, 000								120, 000	
H18													
H19													
H20				728, 000									
H21													
H22													
H23	691, 000												
H24													
H25													
H26													
H27													
H28													
H29	760, 000				480, 000	440, 000							
H30													
R元													
R2	919, 000	737, 000			643, 000								
R3													
R4													
R5													
R6													

※政務活動費の名称：H9～市政調査研究費、H14～政務調査費、H25～政務活動費

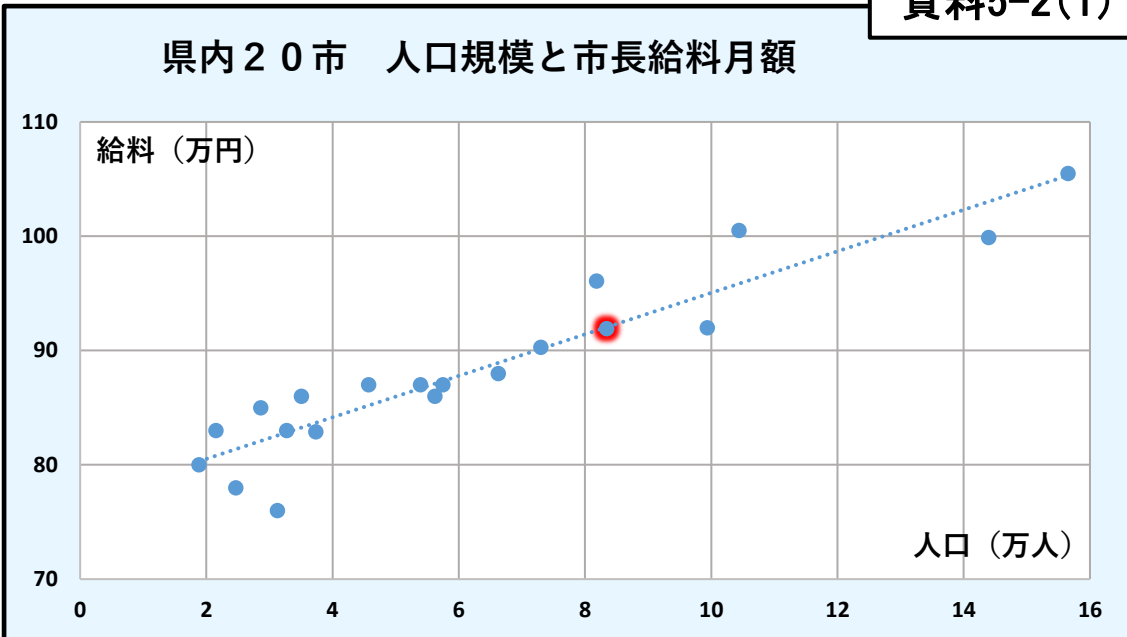
県内 2 1 市 特別職給料・議員報酬等 一覧 <市制施行順>

令和7年4月1日時点で記載

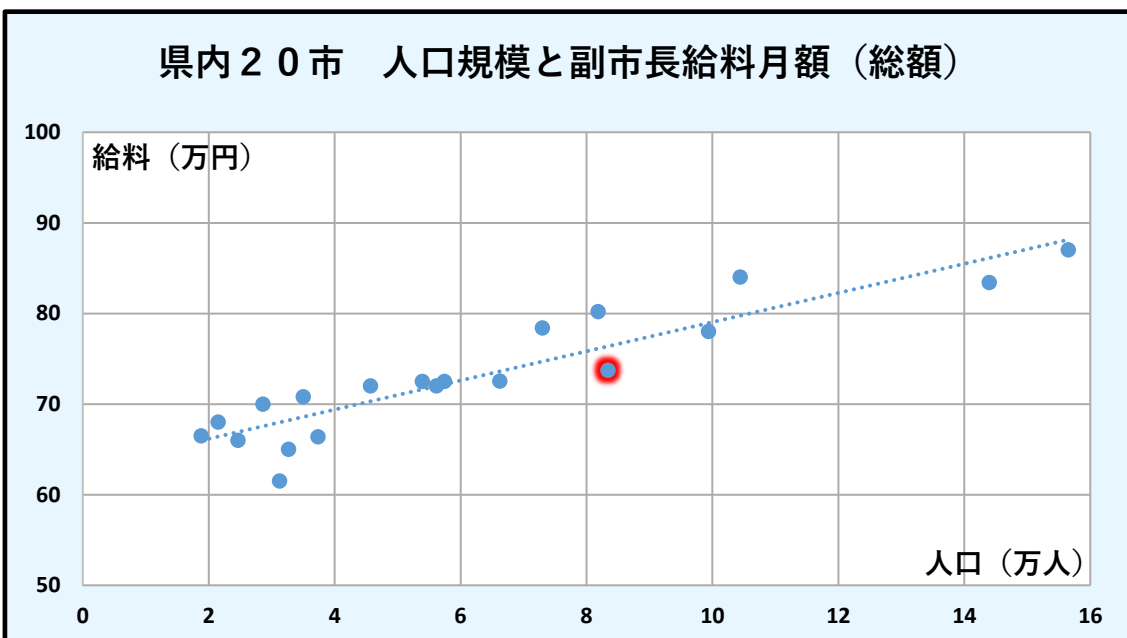
団体 コード	市名	人口	面積km ²	財政力 指数	標準財 政規模 (億円)	市長	副市長		教育長	議長	副議長	議員	議員 定数	政務活動費	直近改定の適用年月日		部長級 給料	ここ数年の動向 (■据置き、▲増額、▼減額)
						給料月額	給料月額	定数	給料月額	月額報酬	月額報酬	月額報酬		1人年額	市長	議員		
21201	岐阜市	397,670	203.6	0.82	901. 51	1,090,000	890,000	2人	780,000	770,000	700,000	650,000	38人	1,800,000	H23.4.1	H23.4.1	529,741	H27年以降開催なし(予定なし)
21202	大垣市	156,488	206.57	0.83	377. 15	1,055,000	870,000	2人	689,000	630,000	579,000	553,000	22人	無し	H7.6.1	H7.6.1	473,995	ここ10年で開催無し(予定なし)
21203	高山市	81,810	2177.61	0.53	279. 60	961,000	802,000	2人	650,000	488,000	442,000	416,000	24人	200,000	H22.12.1	H23.1.1	438,282	■H24.2月：据置き
21204	多治見市	104,381	91.25	0.68	242. 33	1,005,000	840,000	1人	665,000	584,000	534,000	486,000	21人	250,000	H27.4.1	H31.4.1	444,900	■R4.10月：据置き
21205	関市	83,429	472.33	0.59	241. 04	919,000	737,000	2人	643,000	480,000	440,000	416,000	22人	120,000	R4.7.1	H8.4.1	435,260	▼：人口減少等(3%減)
21206	中津川市	73,001	676.45	0.49	242. 15	903,000	784,000	2人	658,000	441,000	398,000	376,000	21人	120,000	H27.4.1	H9.4.1	432,278	ここ数年で開催なし(予定なし)
21207	美濃市	18,811	117	0.52	60. 92	800,000	665,000	1人	575,000	365,000	325,000	300,000	13人	無し	R4.1.1	R4.1.1	432,940	▼：財政状況を鑑み減額
21208	瑞浪市	35,016	174.86	0.60	98. 75	860,000	708,000	1人	631,000	430,000	400,000	375,000	14人	120,000	H16.7.1	H8.1.1	437,558	■R6.12月審議会：据置き 毎年開催
21209	羽島市	66,246	53.66	0.74	142. 68	880,000	725,400	2人	640,000	441,750	413,250	394,250	18人	80,000	R5.4.1	R5.4.1	441,253	▲：減額期間終了によるもの
21210	恵那市	45,670	504.24	0.44	176. 27	870,000	720,000	1人	640,000	450,000	410,000	380,000	18人	120,000	R6.4.1	R6.4.1	429,476	▲：他市比較、若者議員確保
21211	美濃加茂市	57,452	74.81	0.76	127. 07	870,000	725,000	2人	651,000	434,000	381,500	362,000	16人	120,000	H25.9.11	H16.4.1	434,225	■R5.2月答申：据置き
21212	土岐市	53,925	116.16	0.66	136. 34	870,000	725,000	1人	645,000	464,000	428,000	393,000	18人	150,000	H17.4.1	H16.1.1	433,400	■R7.2月答申：据置き
21213	各務原市	143,929	87.81	0.85	298. 62	999,000	834,000	2人	659,000	570,000	520,000	485,000	24人	360,000	H16.1.1	H16.1.1	586,887	ここ数年で開催なし
21214	可児市	99,360	87.57	0.81	209. 11	920,000	780,000	1人	644,000	480,000	425,000	400,000	22人	240,000	H6.4.1	H6.4.1	439,690	ここ数年で開催なし(予定なし)
21215	山県市	24,620	221.98	0.40	85. 20	780,000	660,000	1人	590,000	353,000	315,000	295,000	13人	240,000	R5.7.1	H24.3.1	434,642	▲：他市比較
21216	瑞穂市	56,168	28.19	0.72	122. 54	860,000	720,000	2人	650,000	400,000	345,000	323,000	18人	無し	H29.4.1	R6.5.1	434,836	▲：他市比較、若者女性議員確 保
21217	飛騨市	21,500	792.53	0.34	105. 68	830,000	680,000	1人	550,000	370,000	300,000	270,000	14人	120,000	H16.2.1	H16.2.1	430,185	
21218	本巣市	32,684	374.65	0.53	113. 56	830,000	650,000	1人	620,000	370,000	320,000	300,000	16人	240,000	H18.4.1	H29.10.1	431,230	
21219	郡上市	37,328	1030.75	0.32	179. 08	829,000	664,000	2人	566,000	390,000	340,000	310,000	18人	120,000	H27.4.1	H24.4.11	407,807	毎年開催
21220	下呂市	28,597	851.21	0.33	136. 54	850,000	700,000	1人	610,000	400,000	330,000	300,000	14人	120,000	H16.3.1	R6.4.1	431,450	▲：若者女性議員確保、賃上げ
21221	海津市	31,255	112.03	0.45	105. 44	760,000	615,000	1人	563,000	343,000	314,000	294,000	15人	無し	R4.7.1	R3.9.28	428,511	▲：減額期間終了によるもの

人口① ※中核市(岐阜市)を除く

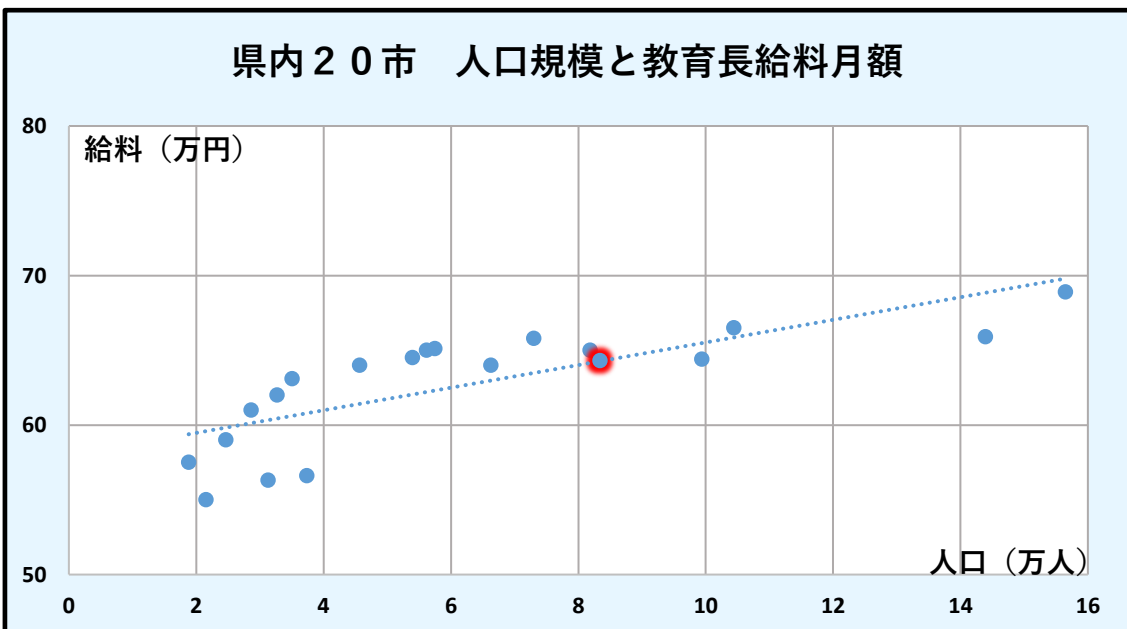
資料5-2(1)



人口② ※中核市(岐阜市)を除く

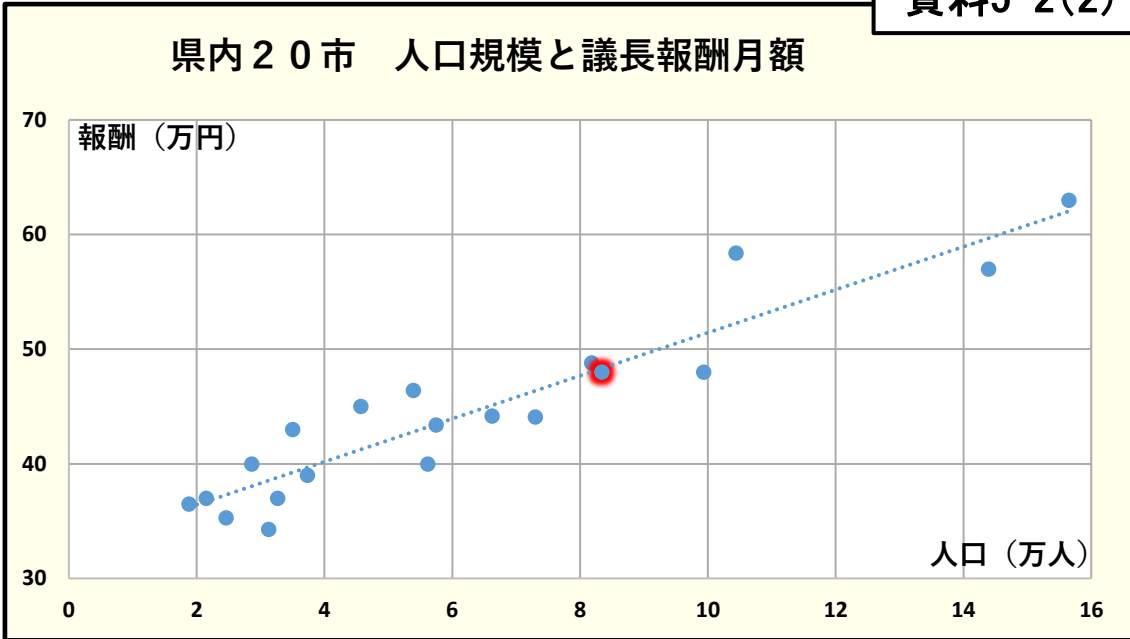


人口③ ※中核市(岐阜市)を除く

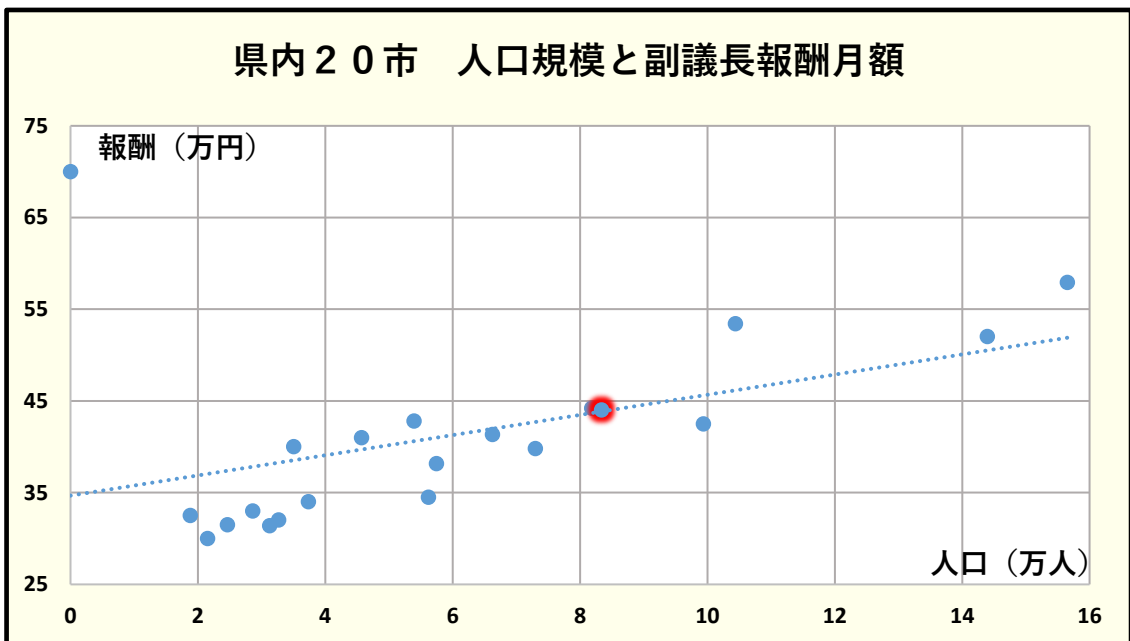


人口④ ※中核市(岐阜市)を除く

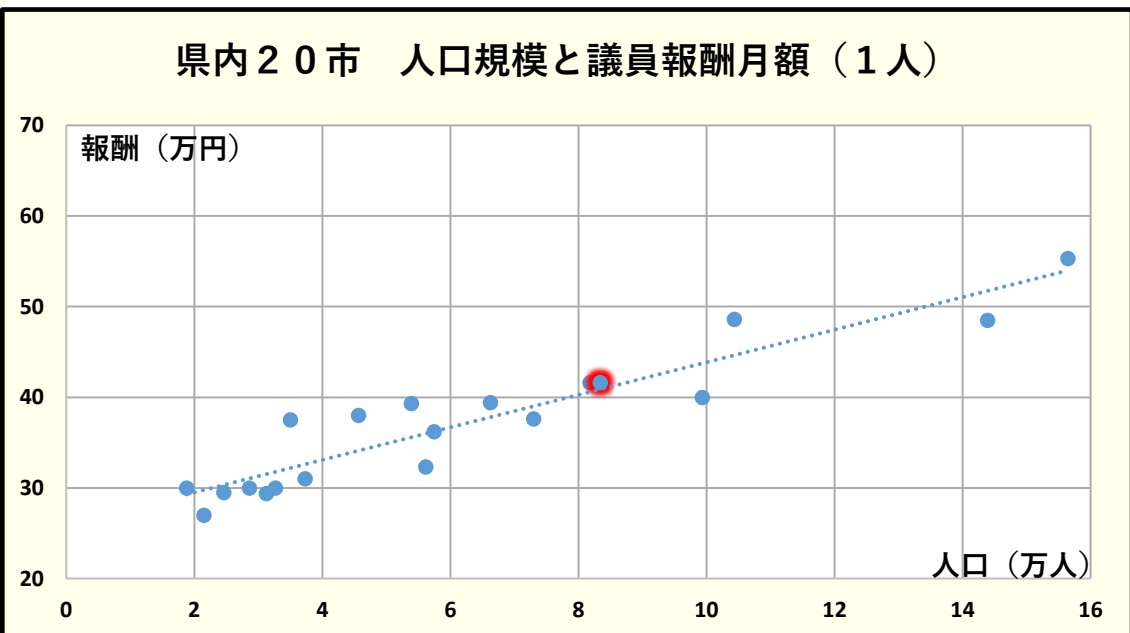
資料5-2(2)



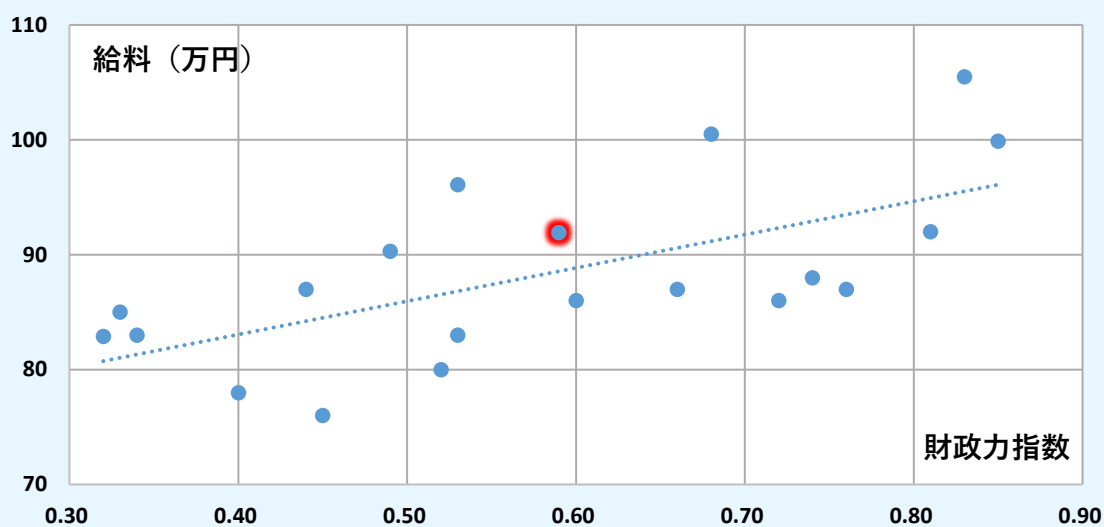
人口⑤ ※中核市(岐阜市)を除く



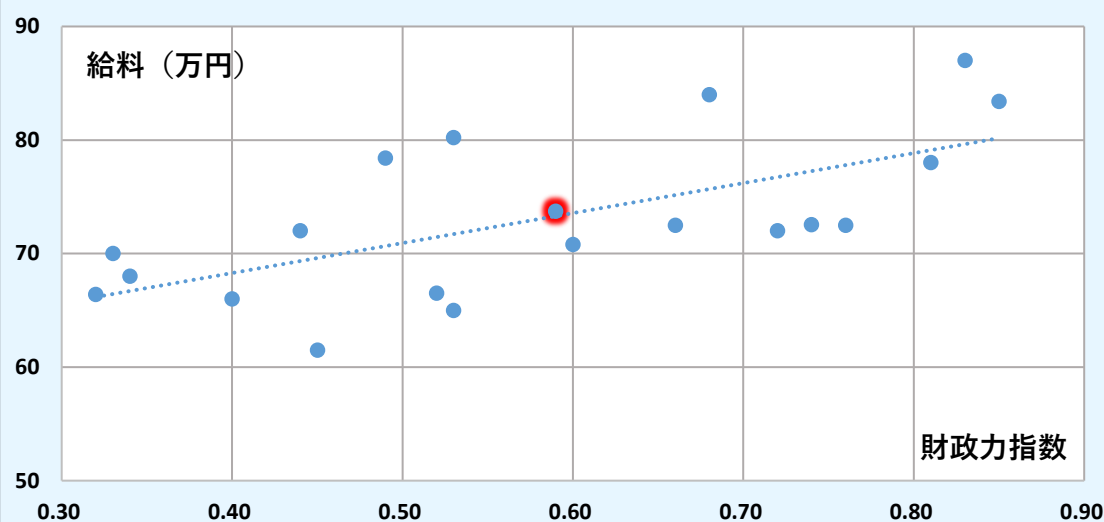
人口⑥ ※中核市(岐阜市)を除く



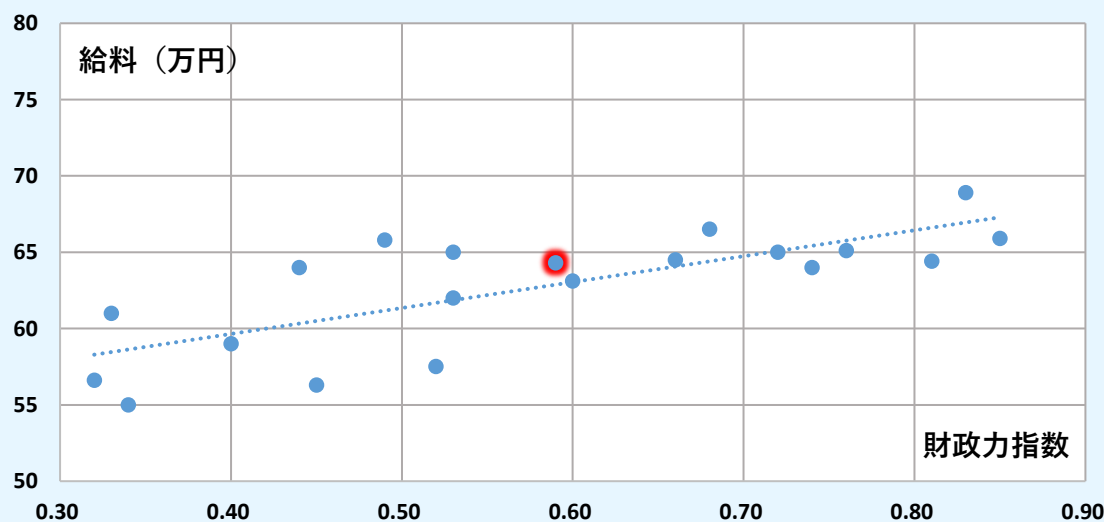
県内20市 財政力指数と市長給料月額



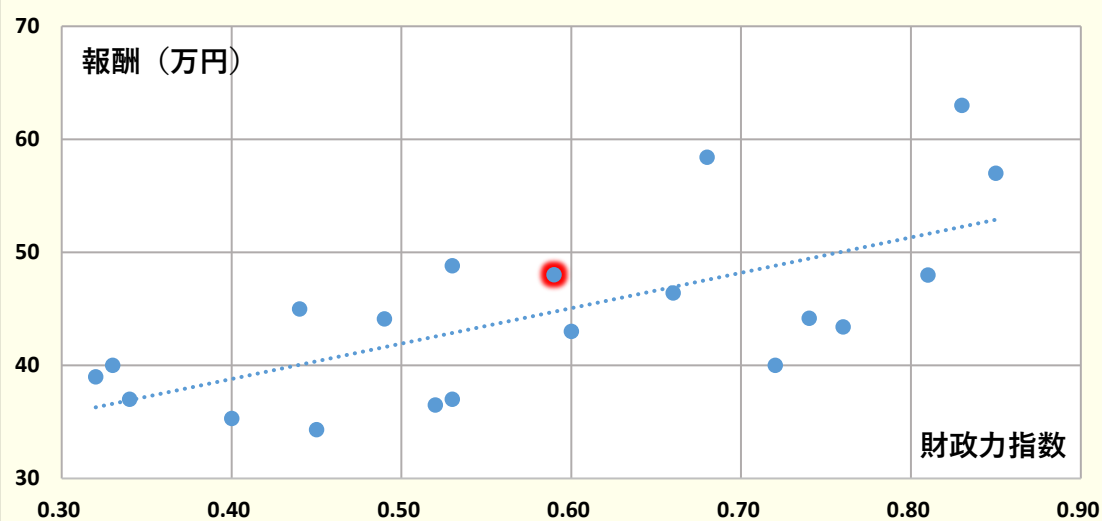
県内20市 財政力指数と副市長給料月額 (総額)



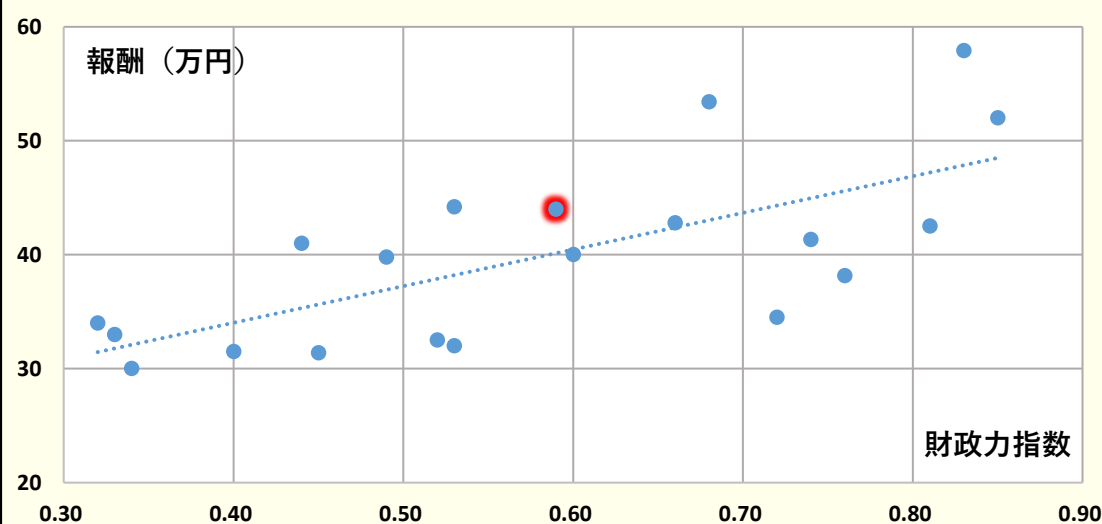
県内20市 財政力指数と教育長給料月額



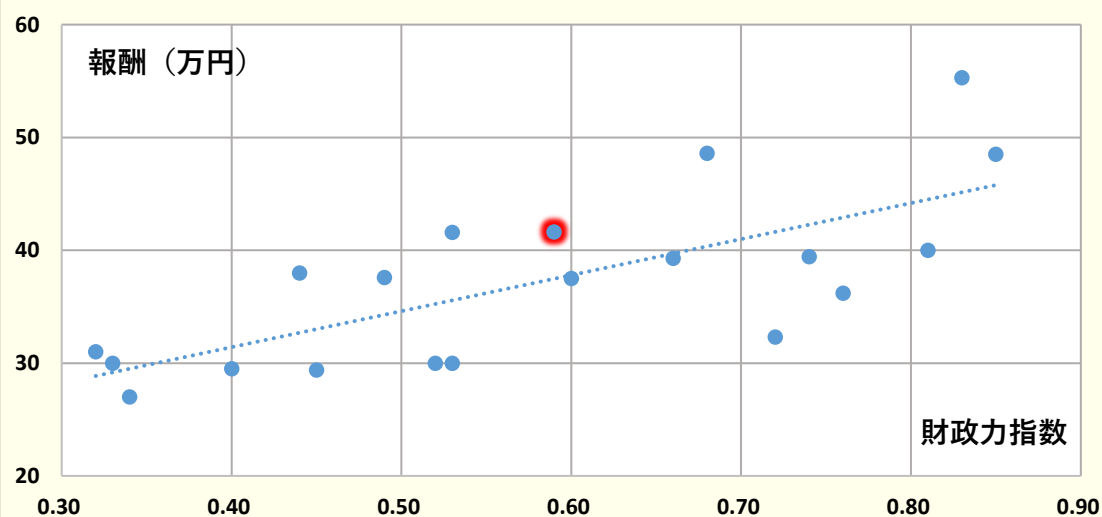
県内20市 財政力指数と議長報酬月額



県内20市 財政力指数と副議長報酬月額



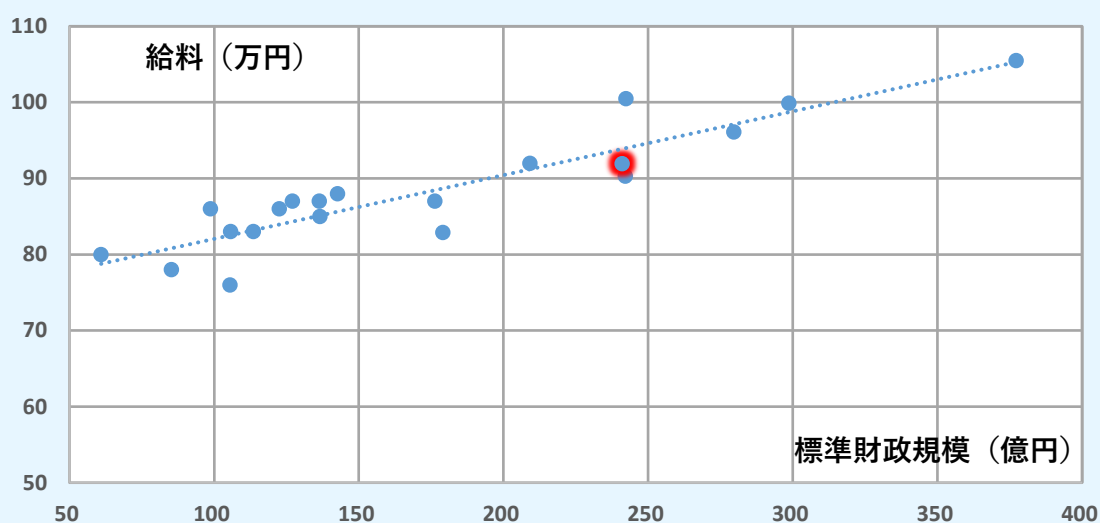
県内20市 財政力指数と議員報酬月額 (1人)



標準① ※中核市(岐阜市)を除く

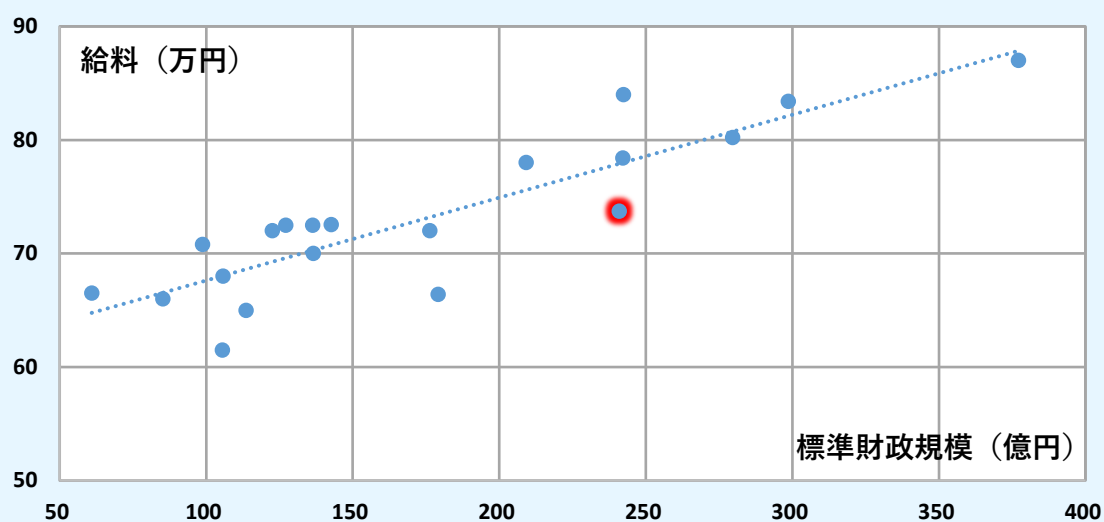
資料5-2(5)

県内20市 標準財政規模と市長給料月額



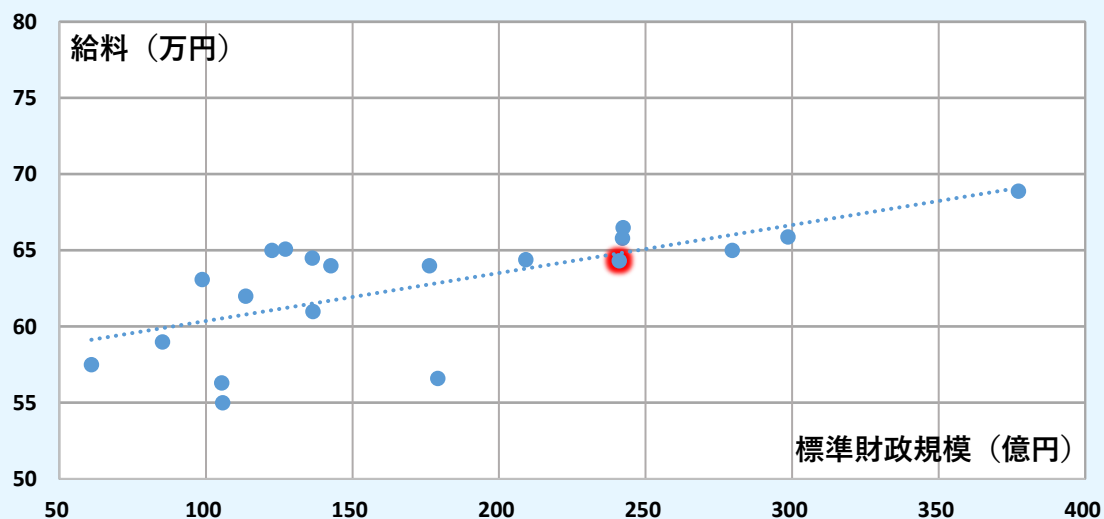
標準② ※中核市(岐阜市)を除く

県内20市 標準財政規模と副市長給料月額



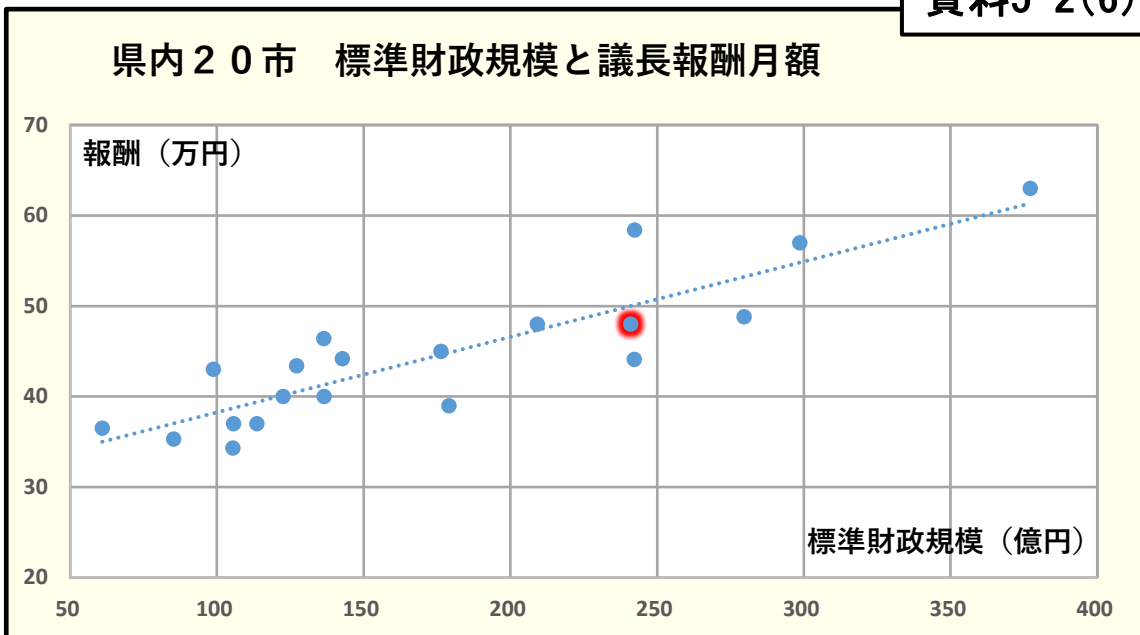
標準③ ※中核市(岐阜市)を除く

県内20市 標準財政規模と教育長給料月額

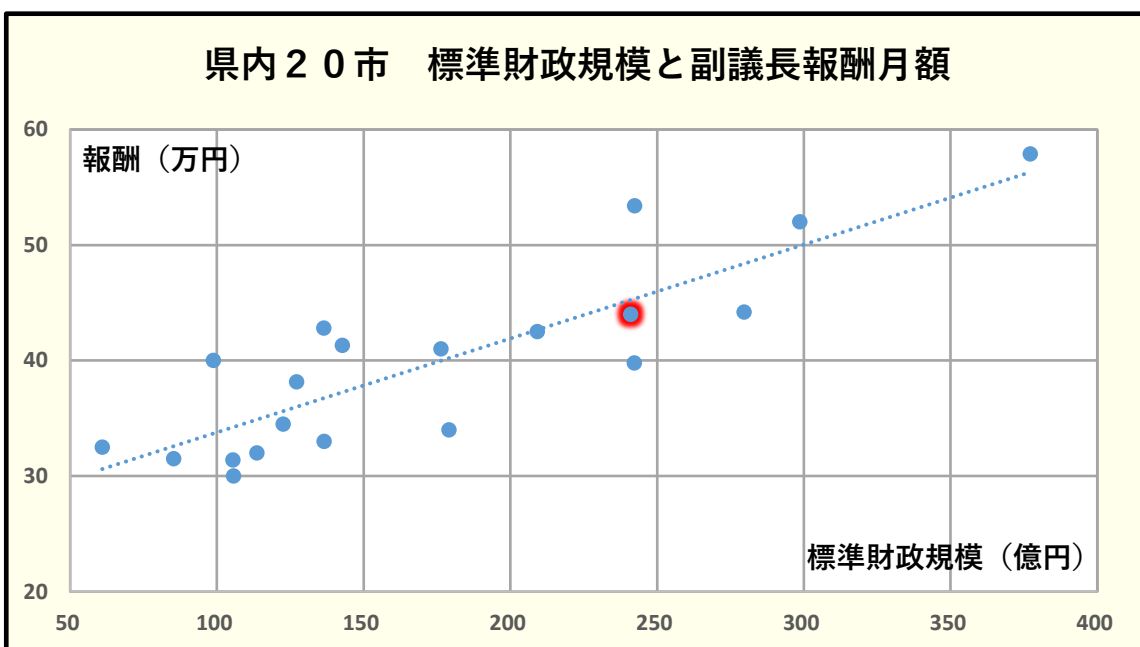


標準④ ※中核市(岐阜市)を除く

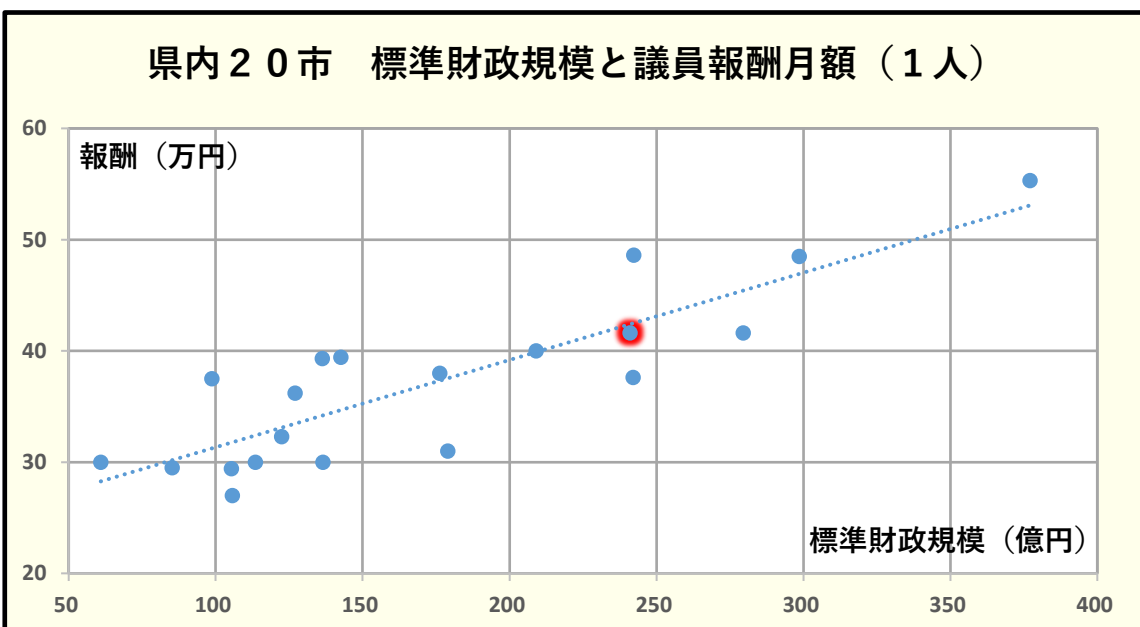
資料5-2(6)



標準⑤ ※中核市(岐阜市)を除く



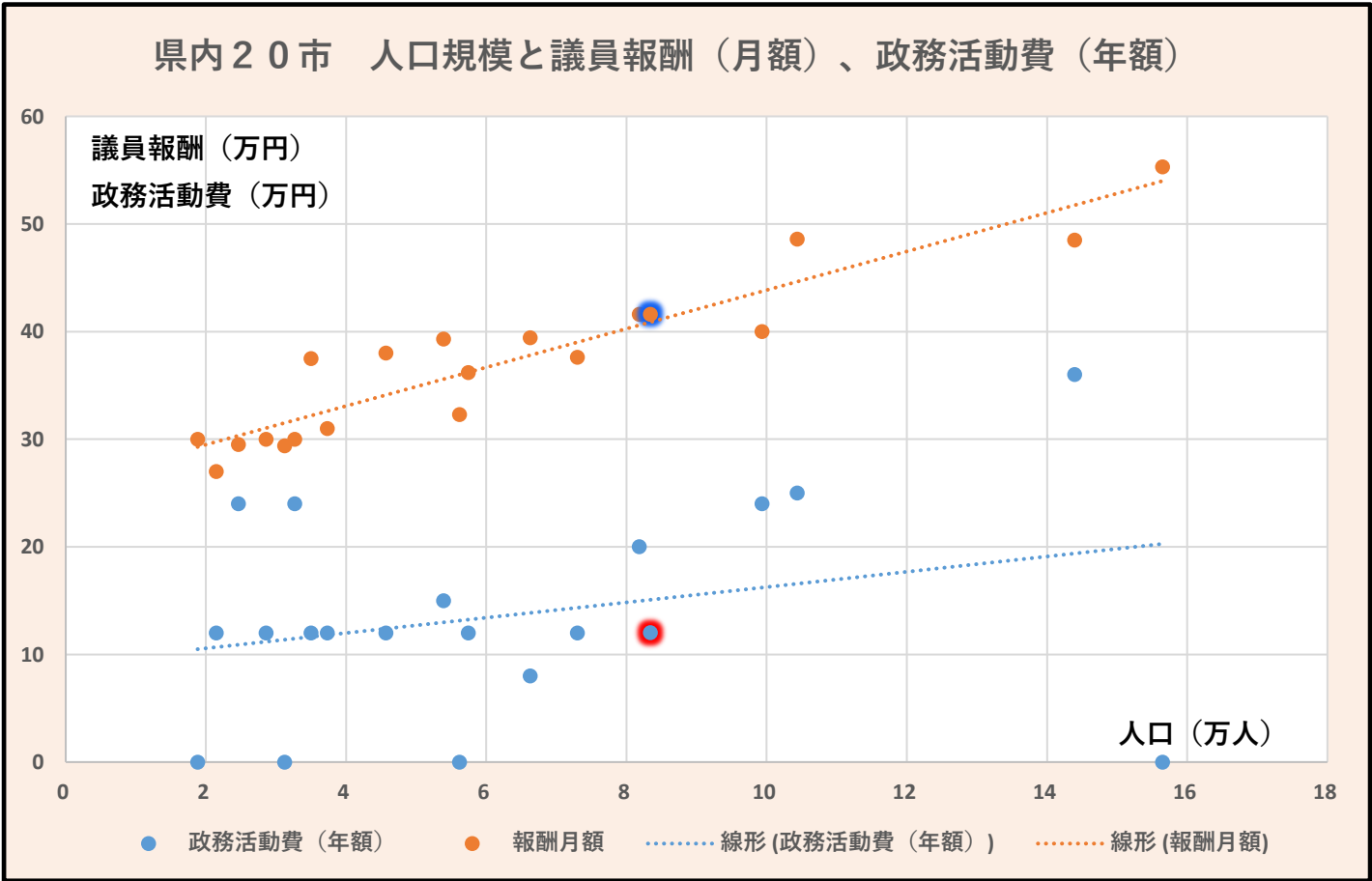
標準⑥ ※中核市(岐阜市)を除く



政務活動費 県内20市比較表

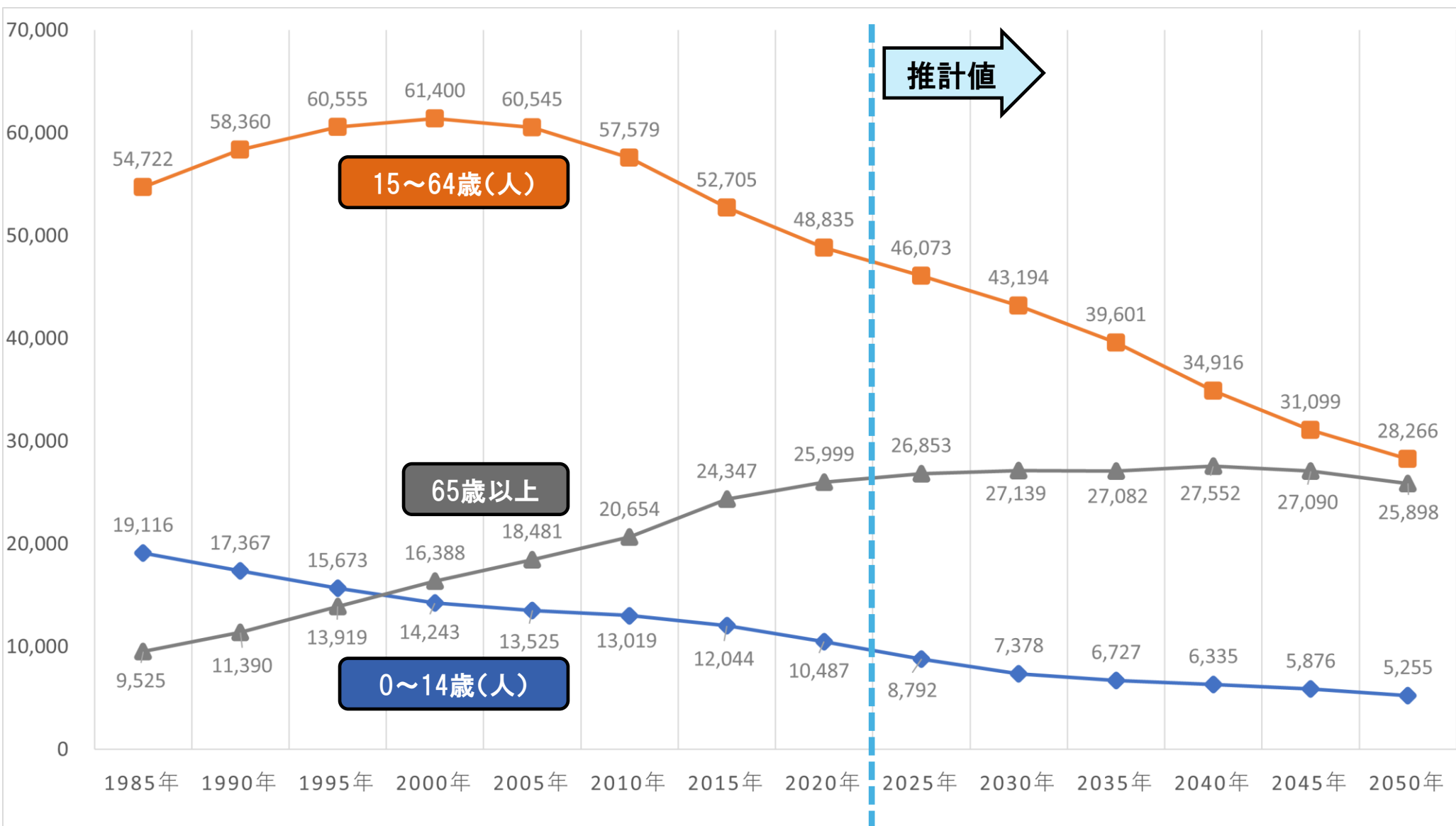
市名	人口	政務活動費(年額)	報酬月額
大垣市	156,488	0	553,000
高山市	81,810	200,000	416,000
多治見市	104,381	250,000	486,000
関市	83,429	120,000	416,000
中津川市	73,001	120,000	376,000
美濃市	18,811	0	300,000
瑞浪市	35,016	120,000	375,000
羽島市	66,246	80,000	394,250
恵那市	45,670	120,000	380,000
美濃加茂市	57,452	120,000	362,000
土岐市	53,925	150,000	393,000
各務原市	143,929	360,000	485,000
可児市	99,360	240,000	400,000
山県市	24,620	240,000	295,000
瑞穂市	56,168	0	323,000
飛騨市	21,500	120,000	270,000
本巣市	32,684	240,000	300,000
郡上市	37,328	120,000	310,000
下呂市	28,597	120,000	300,000
海津市	31,255	0	294,000

※中核市（岐阜市）は除く



関市の人口の見通し(年齢3区分別)

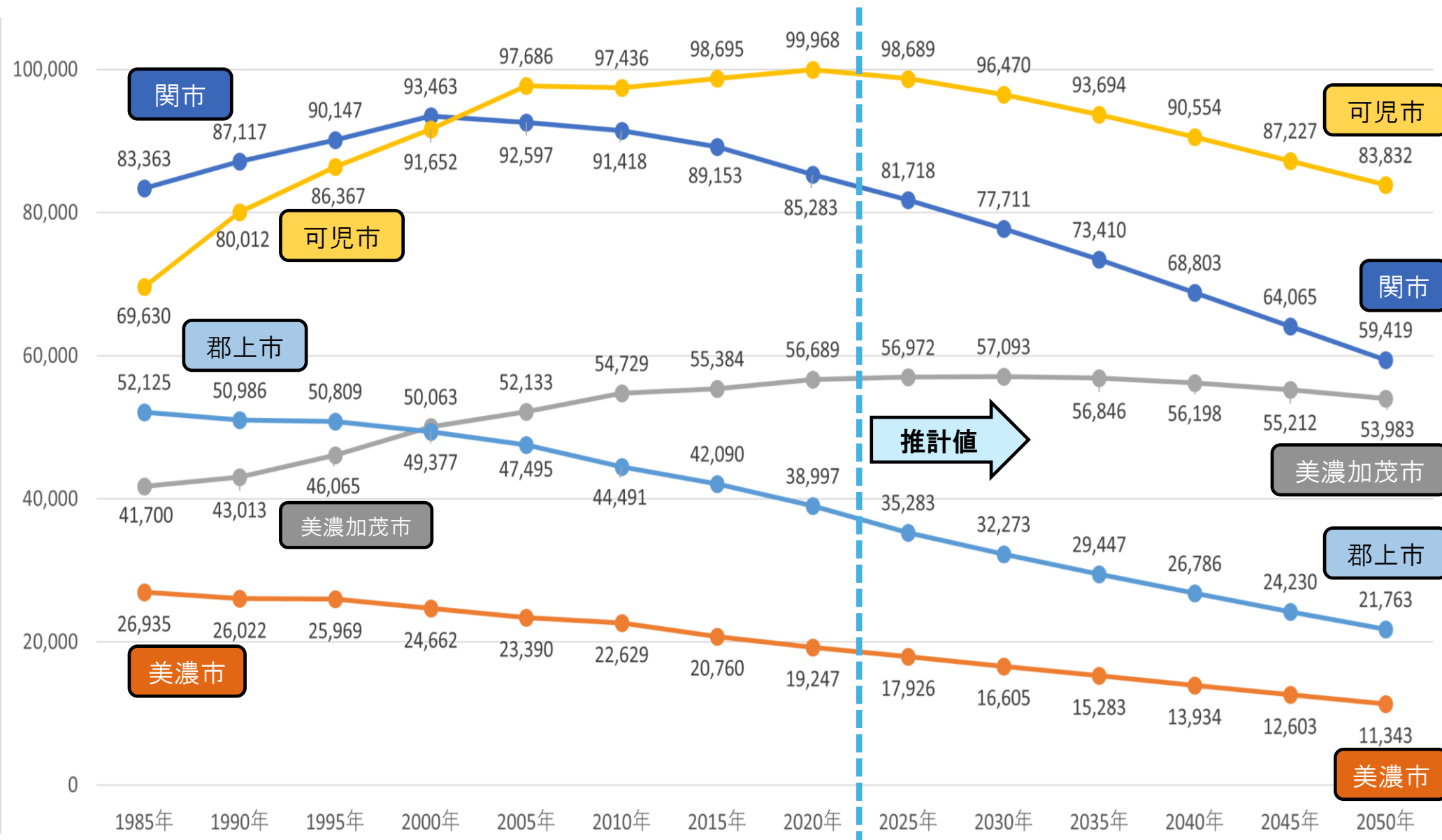
資料6-1



※出典：総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2023年4月

関市・近隣市の人口の見通し

資料6-2



※出典：総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2023年4月

人事院勧告の骨子（推移）

	官民較差			
平成5年	1.92%			
平成6年	1.18%			
平成7年	0.90%			
平成8年	0.95%			
平成9年	1.02%			
平成10年	0.76%			
平成11年	0.28%			
平成12年	0.12%			
平成13年	0.08%			
平成14年	▲2.03%			
平成15年	▲1.07%			
平成16年	0.01%			
平成17年	▲0.36%			
平成18年	—			
平成19年	0.35%			
平成20年	0.04%			
平成21年	▲0.22%			
平成22年	▲0.19%			
平成23年	▲0.23%			
平成24年	▲0.07%	ボーナス	（前年比）	部長平均給料
平成25年	0.02%	3.95月	—	462,901
平成26年	0.27%	4.10月	+0.15月	462,917
平成27年	0.36%	4.20月	+0.10月	446,222
平成28年	0.17%	4.30月	+0.10月	435,718
平成29年	0.15%	4.40月	+0.10月	436,309
平成30年	0.16%	4.45月	+0.05月	433,990
令和元年	0.09%	4.50月	+0.05月	425,823
令和2年	▲0.02%	4.45月	△0.05月	429,230
令和3年	—	4.30月	△0.15月	427,980
令和4年	平均0.23%	4.40月	+0.10月	427,580
令和5年	平均0.96%	4.50月	+0.10月	427,720
令和6年	平均2.76%	4.60月	+0.10月	429,640
令和7年	平均3.62%	4.65月	+0.05月	435,260

【参考】職員の経験年数別・平均給料月額状況（R7給与実態調査より）

区分	勤続年数 10年～15年	勤続年数 20年～25年	勤続年数 25年～30年	勤続年数 30年～35年
一般行政職（大卒）	288,600	371,400	388,200	400,100

【参考】管理職の平均給料月額

区分	月額	管理職手当	
部長	435,260 (R3比：1.70%増)	73,700	69,500
課長	411,194 (R3比：1.98%増)	59,400	

政務活動費の使途

経費	内容
研究研修費	研究会、研修会等を開催し、又は研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	先進地視察又は現地調査に要する経費
資料作成費	資料の作成に要する経費
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議会活動及び市の政策について市民に報告し、啓発するために要する経費
広聴費	市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を聴くための会議等に要する経費
事務費	物品の購入等に要する経費

■地方自治法

〔調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕

第百条

【略】

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

【略】

○関市議会政務活動費の交付に関する条例

政務活動費

- ・政務調査研究等のために支給
- ・会派又は議員に支給 月額 1 万円

令和4年度 政務活動費 会派別支出状況

(単位：円)

会 派 名	市政クラブ	清流クラブ	若草クラブ	市議会公明党	新和会	日本共産党 関市議員団	石原教雅	鷲見勇	合 計
議員数	5人 (6月まで6人)	4人	3人	3人	3人	2人	1人	1人 (7月から)	22人
交 付 額	630,000	480,000	360,000	360,000	360,000	240,000	申請なし	申請なし	2,430,000
研究・研修費	0	0	96,510	0	61,690	0	0	0	158,200
調 査 旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資料作成費	2,528	0	383	24	0	0	0	0	2,935
資料購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 報 費	555,676	540,193	259,605	0	270,484	350,350	0	0	1,976,308
広 聴 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 務 費	22,080	0	0	56,215	14,250	0	0	0	92,545
支 出 合 計	580,284	540,193	356,498	56,239	346,424	350,350	0	0	2,229,988
政務活動費分	(580,284)	(480,000)	(356,498)	(56,239)	(346,424)	(240,000)	(0)	(0)	(2,059,445)
返 還 額	49,716	0	3,502	303,761	13,576	0	申請なし	申請なし	370,555

令和 5年度 政務活動費 会派別支出状況

(単位：円)

会 派 名	新政クラブ	市議会公明党	日本共産党 関市議員団	若草クラブ	清流クラブ	石原教雅	川合治義	合 計
議員数	11人	3人	2人	2人	2人	1人	1人	22人
交 付 額	1,210,000	330,000	220,000	220,000	220,000	申請なし	申請なし	2,200,000
研究・研修費	25,330	0	0	0	5,530	0	0	30,860
調 査 旅 費	0	207,980	0	0	123,373	0	0	331,353
資料作成費	7,287	538	1,315	0	6,095	0	0	15,235
資料購入費	10,197	6,600	0	0	0	0	0	16,797
広 報 費	439,730	0	191,354	0	0	0	0	631,084
広 聴 費	0	0	0	0	0	0	0	0
事 務 費	49,278	70,842	28,800	0	0	0	0	148,920
支 出 合 計	531,822	285,960	221,469	0	134,998	0	0	1,174,249
政務活動費分	(531,822)	(285,960)	(220,000)	(0)	(134,998)	(0)	(0)	(1,172,780)
返 還 額	678,178	44,040	0	220,000	85,002	申請なし	申請なし	1,027,220

令和 6年度 政務活動費 会派別支出状況

(単位：円)

会 派 名	新政クラブ	市議会公明党	日本共産党 関市議員団	若草クラブ	清流クラブ	石原教雅	川合治義	合 計
議員数	11人	3人	2人	2人	2人	1人	1人	22人
交 付 額	1,320,000	360,000	240,000	240,000	240,000	申請なし	申請なし	2,400,000
研究・研修費	25,440	0	0	0	0	0	0	25,440
調 査 旅 費	423,500	93,971	0	0	0	0	0	517,471
資料作成費	26,360	538	7,446	0	2,977	0	0	37,321
資料購入費	0	0	0	0	0	0	0	0
広 報 費	420,112	0	189,926	0	0	0	0	610,038
広 聴 費	0	0	0	0	0	0	0	0
事 務 費	12,550	23,959	11,458	0	32,443	0	0	80,410
支 出 合 計	907,962	118,468	208,830	0	35,420	0	0	1,270,680
政務活動費分	(838,882)	(118,468)	(208,830)	(0)	(35,420)	(0)	(0)	(1,201,600)
返 還 額	481,118	241,532	31,170	240,000	204,580	申請なし	申請なし	1,198,400

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

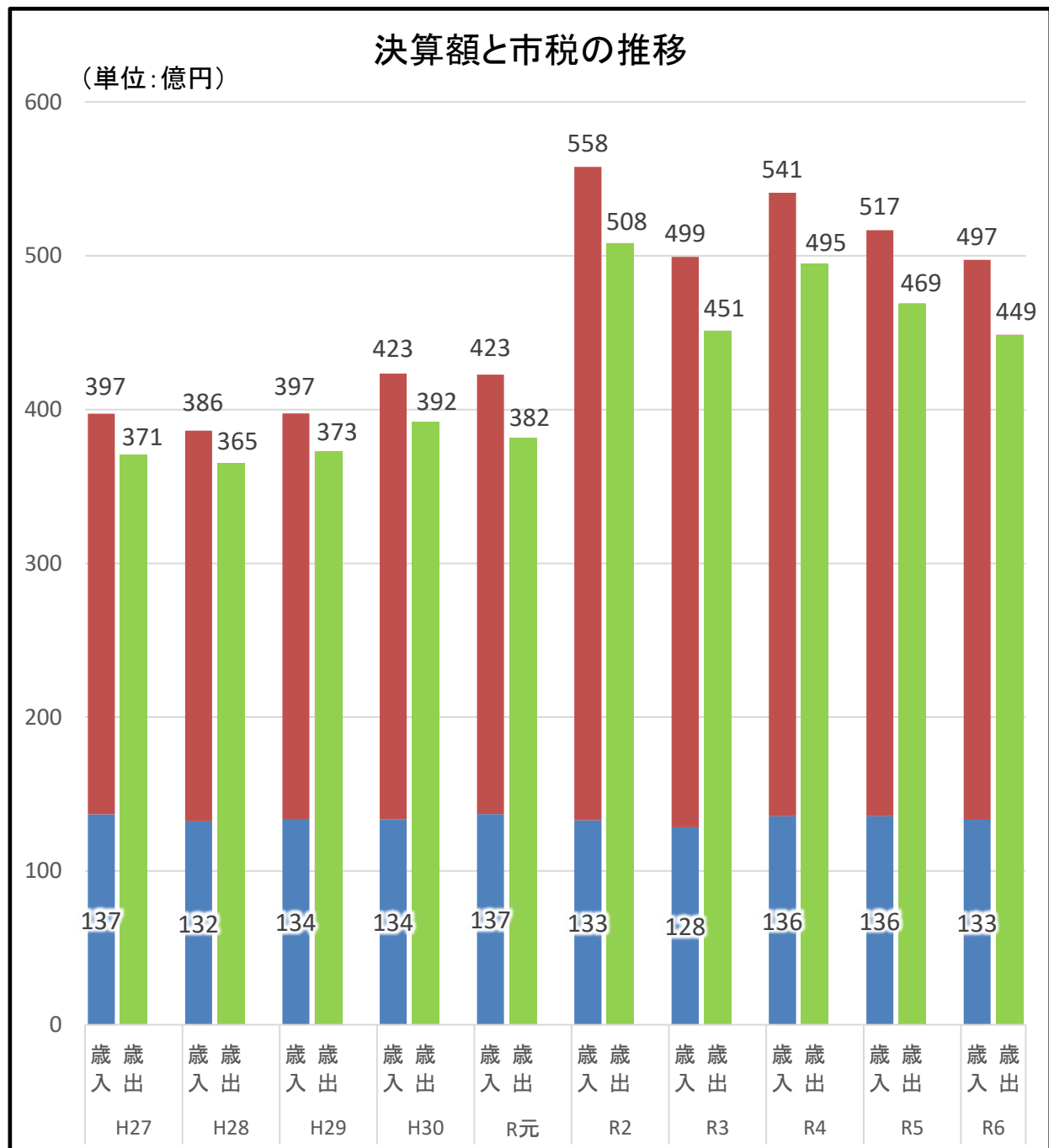
市町村名	実質赤字率		連結 赤字	実質比率		実質公債費率	将来負担率	
		早期健全化基準			早期健全化基準			早期健全化基準
岐阜市	－	11.25	－	16.25	2.5	25.0	－	350.0
大垣市	－	11.52	－	16.52	2.5	25.0	9.6	350.0
高山市	－	11.91	－	16.91	4.5	25.0	－	350.0
多治見市	－	12.14	－	17.14	－3.1	25.0	－	350.0
関市	－	12.15	－	17.15	2.0	25.0	－	350.0
中津川市	－	12.14	－	17.14	6.9	25.0	－	350.0
美濃市	－	14.40	－	19.40	9.5	25.0	6.3	350.0
瑞浪市	－	13.35	－	18.35	2.3	25.0	－	350.0
羽島市	－	12.83	－	17.83	7.0	25.0	－	350.0
恵那市	－	12.61	－	17.61	1.0	25.0	－	350.0
美濃加茂市	－	12.98	－	17.98	4.4	25.0	－	350.0
土岐市	－	12.89	－	17.89	5.1	25.0	－	350.0
各務原市	－	11.81	－	16.81	4.7	25.0	－	350.0
可児市	－	12.41	－	17.41	－0.8	25.0	－	350.0
山県市	－	13.62	－	18.62	9.4	25.0	3.1	350.0
瑞穂市	－	13.03	－	18.03	1.2	25.0	－	350.0
飛騨市	－	13.24	－	18.24	12.2	25.0	－	350.0
本巣市	－	13.13	－	18.13	7.9	25.0	50.0	350.0
郡上市	－	12.60	－	17.60	11.1	25.0	68.3	350.0
下呂市	－	12.89	－	17.89	11.0	25.0	1.9	350.0
海津市	－	13.25	－	18.25	7.7	25.0	29.3	350.0
岐南町	－	14.58	－	19.58	7.7	25.0	－	350.0
笠松町	－	14.99	－	19.99	6.4	25.0	37.8	350.0
養老町	－	14.04	－	19.04	8.2	25.0	32.6	350.0
垂井町	－	14.17	－	19.17	4.8	25.0	69.6	350.0
関ヶ原町	－	15.00	－	20.00	10.3	25.0	19.8	350.0
神戸町	－	14.99	－	19.99	4.7	25.0	36.2	350.0
輪之内町	－	15.00	－	20.00	7.1	25.0	5.1	350.0
安八町	－	15.00	－	20.00	13.7	25.0	62.3	350.0
揖斐川町	－	13.46	－	18.46	6.8	25.0	－	350.0
大野町	－	14.82	－	19.82	5.9	25.0	－	350.0
池田町	－	14.51	－	19.49	11.4	25.0	51.1	350.0
北方町	－	15.00	－	20.00	11.1	25.0	－	350.0
坂祝町	－	15.00	－	20.00	4.3	25.0	－	350.0
富加町	－	15.00	－	20.00	10.1	25.0	－	350.0
川辺町	－	15.00	－	20.00	9.1	25.0	－	350.0
七宗町	－	15.00	－	20.00	2.8	25.0	－	350.0
八百津町	－	15.00	－	20.00	3.4	25.0	－	350.0
白川町	－	15.00	－	20.00	10.0	25.0	－	350.0
東白川村	－	15.00	－	20.00	15.8	25.0	32.6	350.0
御嵩町	－	15.00	－	20.00	6.5	25.0	－	350.0
白川村	－	15.00	－	20.00	3.2	25.0	－	350.0
県内市町村加重平均					4.6		－	

※1 本書は地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第3項の規定による県知事への報告を取りまとめたものです。

※2 実質赤字及び連結実質赤字がない場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「－」と記載することとなっています。

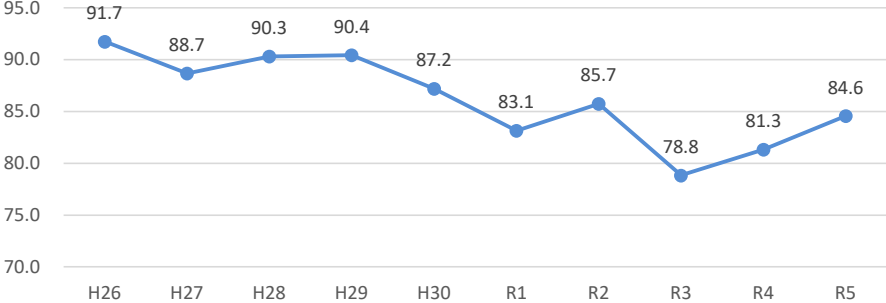
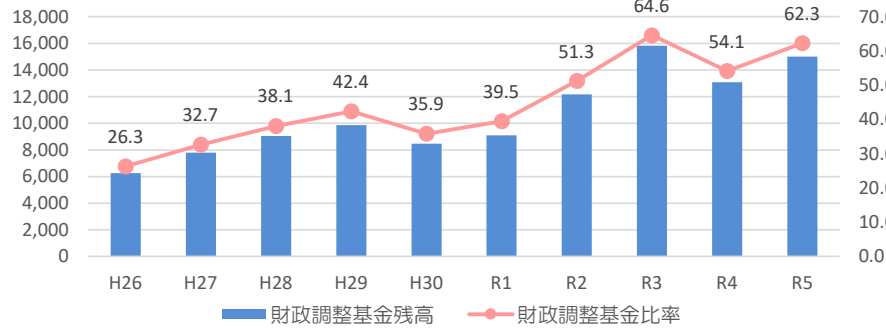
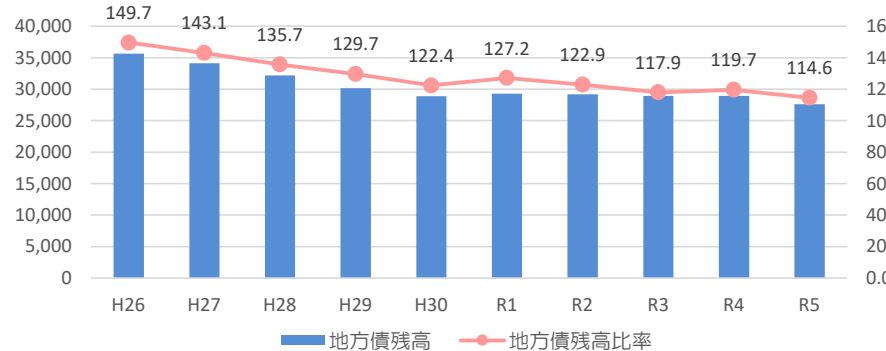
※3 将来負担比率が算出されない場合(地方債現在高などの将来負担額より基金などの充当可能財源が多い場合)、「－」と記載することとなっています。

関市の一般会計 歳入歳出決算額(平成27年度～令和6年度)



■ 歳入合計 ■ うち市税
■ 歳出合計

○財政運営判断指標（「関市健全な財政運営に関する条例」に基づく市独自の財政指標）○

指 標 名	令和5年度	令和4年度	目 標 値		説 明
			令和10年度	令和15年度	
経常収支比率	84.6%	81.3%	90.0%	90.0%	公債費、人件費などの義務的経費や経常的に支出される物件費、維持補修費などに使われた一般財源の額が、市税、地方交付税など経常的に収入される一般財源の総額に占める割合を表す比率 この比率が高くなると、臨時的事業に投資できる資金が少なくなるため、財政が硬直しているということになります。
	●比率の推移 (単位：%) 				
財政調整基金比率	62.3%	54.1%	40.0%	40.0%	標準的な1年間の収入に対して、貯金である財政調整基金が占める割合を表す比率で、年度間の臨時的な支出に対応できる「ゆとり」を判断するための指標
	●比率の推移 (単位：百万円、%) 				
地方債残高比率	114.6%	119.7%	100.0%	100.0%	標準的な1年間の収入に対して、借入金である地方債の残高が占める割合を表す比率で、将来の地方債発行可能額を判断するための指標
	●比率の推移 (単位：百万円、%) 				

指 標 名	令和5年度	令和4年度	目 標 値		説 明																																	
			令和10年度	令和15年度																																		
債務償還可能年数	1.8年	2.2年	5.0年	5.0年	使い道が自由な収入をすべて使ったと仮定して、地方債などの債務を償還するのにかかる年数を表すもので、債務が返済可能な規模となっているかを判断するための指標																																	
	●比率の推移 (単位：百万円、年)																																					
	<table><thead><tr><th>年度</th><th>実質債務残高</th><th>債務償還可能年数</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26</td><td>41,000</td><td>6.9</td></tr><tr><td>H27</td><td>34,000</td><td>5.2</td></tr><tr><td>H28</td><td>33,000</td><td>5.0</td></tr><tr><td>H29</td><td>27,000</td><td>4.0</td></tr><tr><td>H30</td><td>25,000</td><td>3.7</td></tr><tr><td>R1</td><td>24,000</td><td>3.3</td></tr><tr><td>R2</td><td>21,000</td><td>3.0</td></tr><tr><td>R3</td><td>13,000</td><td>1.8</td></tr><tr><td>R4</td><td>15,000</td><td>2.2</td></tr><tr><td>R5</td><td>13,000</td><td>1.8</td></tr></tbody></table>					年度	実質債務残高	債務償還可能年数	H26	41,000	6.9	H27	34,000	5.2	H28	33,000	5.0	H29	27,000	4.0	H30	25,000	3.7	R1	24,000	3.3	R2	21,000	3.0	R3	13,000	1.8	R4	15,000	2.2	R5	13,000	1.8
年度	実質債務残高	債務償還可能年数																																				
H26	41,000	6.9																																				
H27	34,000	5.2																																				
H28	33,000	5.0																																				
H29	27,000	4.0																																				
H30	25,000	3.7																																				
R1	24,000	3.3																																				
R2	21,000	3.0																																				
R3	13,000	1.8																																				
R4	15,000	2.2																																				
R5	13,000	1.8																																				
公債費の 普通交付税算入率	69.0%	69.8%	60.0%	60.0%	これまでに発行した地方債の単年度における返済額（公債費）のうち、普通交付税を算定するための基準となる財政需要額に算入される金額の割合を表す比率																																	
	●比率の推移 (単位：百万円、%)																																					
	<table><thead><tr><th>年度</th><th>公債費</th><th>普通交付税算入率</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26</td><td>6,500</td><td>68.4</td></tr><tr><td>H27</td><td>6,800</td><td>69.0</td></tr><tr><td>H28</td><td>6,900</td><td>69.0</td></tr><tr><td>H29</td><td>6,700</td><td>67.6</td></tr><tr><td>H30</td><td>6,100</td><td>69.3</td></tr><tr><td>R1</td><td>6,300</td><td>71.1</td></tr><tr><td>R2</td><td>6,400</td><td>71.4</td></tr><tr><td>R3</td><td>6,300</td><td>71.3</td></tr><tr><td>R4</td><td>6,100</td><td>69.8</td></tr><tr><td>R5</td><td>6,000</td><td>69.0</td></tr></tbody></table>					年度	公債費	普通交付税算入率	H26	6,500	68.4	H27	6,800	69.0	H28	6,900	69.0	H29	6,700	67.6	H30	6,100	69.3	R1	6,300	71.1	R2	6,400	71.4	R3	6,300	71.3	R4	6,100	69.8	R5	6,000	69.0
年度	公債費	普通交付税算入率																																				
H26	6,500	68.4																																				
H27	6,800	69.0																																				
H28	6,900	69.0																																				
H29	6,700	67.6																																				
H30	6,100	69.3																																				
R1	6,300	71.1																																				
R2	6,400	71.4																																				
R3	6,300	71.3																																				
R4	6,100	69.8																																				
R5	6,000	69.0																																				
地方債残高の 普通交付税算入率	82.2%	81.4%	80.0%	80.0%	これまでに発行した地方債の年度末残高のうち、普通交付税を算定するための基準となる財政需要額に算入される金額の割合を表す比率																																	
	●比率の推移 (単位：百万円、%)																																					
	<table><thead><tr><th>年度</th><th>地方債残高</th><th>普通交付税算入率</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26</td><td>58,000</td><td>72.3</td></tr><tr><td>H27</td><td>58,000</td><td>74.2</td></tr><tr><td>H28</td><td>55,000</td><td>76.0</td></tr><tr><td>H29</td><td>51,000</td><td>76.1</td></tr><tr><td>H30</td><td>49,000</td><td>80.0</td></tr><tr><td>R1</td><td>48,000</td><td>81.4</td></tr><tr><td>R2</td><td>47,000</td><td>81.6</td></tr><tr><td>R3</td><td>46,000</td><td>82.0</td></tr><tr><td>R4</td><td>45,000</td><td>81.4</td></tr><tr><td>R5</td><td>42,000</td><td>82.2</td></tr></tbody></table>					年度	地方債残高	普通交付税算入率	H26	58,000	72.3	H27	58,000	74.2	H28	55,000	76.0	H29	51,000	76.1	H30	49,000	80.0	R1	48,000	81.4	R2	47,000	81.6	R3	46,000	82.0	R4	45,000	81.4	R5	42,000	82.2
年度	地方債残高	普通交付税算入率																																				
H26	58,000	72.3																																				
H27	58,000	74.2																																				
H28	55,000	76.0																																				
H29	51,000	76.1																																				
H30	49,000	80.0																																				
R1	48,000	81.4																																				
R2	47,000	81.6																																				
R3	46,000	82.0																																				
R4	45,000	81.4																																				
R5	42,000	82.2																																				

※条例に基づき令和5年12月に策定した「関市長期財政計画」では、令和6年度以降10年の期間における各指標の5年後、10年後の目標値を設けています。

○財政運営判断指標を家庭にたとえると・・・○

指 標 名 () は前年度の値	一般家庭にたとえて説明すると・・・
経常収支比率 84.6% (81.3%)	給料のうち、どうしても必要な生活費やローン返済額などが占める割合を表しています。支払わなくてはならない経費の割合が、84.6%を占めているということです。 ■支払わなければならない経費の割合 例：食費、光熱水費、ローン返済など ■自由に使える割合 例：旅行・自動車購入など
財政調整基金比率 62.3% (54.1%)	使い道の決まっていない定期預金が、所得と比較したときにどれだけあるかを表しており、所得の62.3%の蓄えがあるということになります。前年度と比較して8.2ポイント増加しています。定期預金の取崩し（基金繰入）を抑えつつ、将来の臨時的な支出（投資的経費）に備えて引き続き積立て（基金への積み増し）を行う必要があります。 所得 100.0% 使い道の決まっていない定期預金 62.3%
地方債残高比率 114.6% (119.7%)	住宅ローンなどの借入金の残高が、所得と比較してどれだけ残っているかを表しており、前年度と比較して5.1ポイント減少しています。目標とする比率に向けて、順調な減少傾向にあるといえますが、今後も計画的な借入に努める必要があります。 所得 100.0% 住宅ローンなどの借入金残高 114.6%
債務償還可能年数 1.8年 (2.2年)	給料のうち、どうしても支払わなければならない経費以外のお金をすべてローンの返済に充てたとして、何年で借金が返済できるかを表しています。計算上では1.8年ですべての借入金を返済できることになっており、前年度と比較して0.4ポイント減少しています。順調な減少傾向にあり、目標とする年数を維持しているといえますが、今後も計画的な借入に努める必要があります。
公債費の 普通交付税算入率 69.0% (69.8%)	ローン返済額のうち、利子補給や税額控除などの補てんがあった割合を表しています。ローン返済額の69%は補てん分であり、自己負担分は返済額の31%ということになっています。前年度と比較して0.8ポイント減少しておりますが、今年度もローン返済額（公債費）は、有利な借入れに対する返済が多く、利子補給などの補てん（普通交付税への算入）が受けられました。 ■利子補給などの補てんがあったローン返済額の割合 ■ローン返済額のうち、実際の自己負担分の割合
地方債残高の 普通交付税算入率 82.2% (81.4%)	ローン残高のうち、利子補給や税額控除などの補てんが受けられる割合を表しています。ローン残高の82.2%は補てんが受けられる見込みであり、実際に負担すべきローン残高の割合は、17.8%ということになります。前年度と比較して0.8ポイント増加しており目標とする算入率をおおむね維持しているといえます。今後も、有利な借入れ（過疎対策事業債など）を活用し、ローン（公債費）負担の軽減に努める必要があります。 ■利子補給などの補てんが受けられるローン残高の割合 ■ローン残高のうち、実際に負担しなければならない残高の割合